

観 第221-7号
令和3年3月10日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 山本 一太
(観光魅力創出課)



谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、平素より格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されることから、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山にあたっては、事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないよう、注意してください。

以上につきまして、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

1 登山禁止地区
危険地区全域

2 登山禁止期間
令和3年3月20日(土)から4月30日(金)まで(42日間)

3 問い合わせ先

(1) 群馬県観光魅力創出課観光政策係

住所：群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3382

(2) 群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾

電話：0278-72-3688 (FAX兼用)

4 参考(過去の登山禁止期間)

・令和元年度(昨年度)

令和2年3月7日(土)～4月24日(金)

・平成30年度(一昨年度)

平成31年3月16日(土)～4月26日(金)

担当 観光政策係 武石

TEL 027-226-3382

FAX 027-223-1197

E-mail takeishi-a@pref.gunma.lg.jp

○群馬県谷川岳遭難防止条例による登山禁止地区図

○禁止理由：なだれ

○禁止地区及び禁止期間

危険地区全域



令和3年3月20日（土）から
令和3年4月30日（金）まで

